

## 労働委員会申立後に申し入れた 年間休日120日の団体交渉が開催される!

J S 労が1月6日に申し入れた「年間休日数及び労働時間短縮に関する申し入れ（申第8号）」に基づく団体交渉が1月29日に開催されます。

年間休日120日に関しては、2023年8月18日にJ S 労を結成して以降、2024年1月29日の申第1号を初めとして、これまで5回の申し入れとそれに基づく団体交渉を開催してきました。

会社は団体交渉において、「年間休日が本社は120日、現場は113日の違い」を聞いたことに対して、「誰に聞いてもわからない」「過去の記録を調べたがわからない」と不誠実な対応を繰り返し行いました。このような会社の不誠実な対応に対して、2025年12月24日、大阪府労働委員会に不当労働行為救済申立を行いました。

1月6日、J S 労は労働委員会申立後に改めて申第8号を申し入れ、1月29日に申第8号に基づく団体交渉が開催されます。会社は、これまでJ S 労の申し入れに対して、約3ヶ月の期間を要さなければ団体交渉を開催しないという不誠実な対応をしています。ところが、29日の団体交渉は1ヶ月以内での開催となりました。

### 年間休日120日は法外で無謀な要求ではない!

J S 労は、本社の年間休日120日に統一することは実現可能だと考えています。年間休日120日という要求は、法外で無謀な要求ではなく、実現可能な要求です。

サービックはJR東海の100%出資子会社です。JR東海は120日、基準労働時間は7時間30分。サービックの現場は113日、基準労働時間は7時間45分。休日は少なく、労働時間は長いです。グループ会社で120日の会社は多くあります。サービックと同じ清掃関係では、新幹線メンテナンス東海（SMT）は114日、基準労働時間は7時間30分。セントラルメンテナンス（CMC）は115日、基準労働時間は7時間30分。いずれも年間休日はサービックより多く、基準労働時間は15分短いです。15分を年間休日に換算すると「8日間」になります。

J S 労は、年間休日だけでなく年間労働時間（基準労働時間）の短縮も要求しています。日勤（7時間45分）以外の夜勤・一交などの年間労働時間の短縮（年間休日増）の実現も目指しています。

現場の年間休日120日を実現させよう!